

「商業登記規則等の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

法務省民事局商事課

令和2年11月24日から同年12月23日まで、「商業登記規則等の一部を改正する省令案」に関する意見の募集を行いましたところ、16件の御意見が寄せられました。

寄せられました御意見の概要及び法務省の考え方を、別紙のとおり取りまとめましたので公表します。

なお、取りまとめの都合上、適宜整理させていただいております。また、本件に直接関係がなかった御意見についての回答は差し控えさせていただきますが、今後の制度改正等を検討するための参考とさせていただきます。

おって、この意見募集に係る省令案は、頂いた御意見等を踏まえて一部修正の上、「商業登記規則等の一部を改正する省令」として、令和3年1月29日（金）に公布されましたので、お知らせいたします。

御協力ありがとうございました。

	提出意見の概要	法務省の考え方
1	①印鑑届の印鑑証明のついて同一登記所のものは引き続き省略できることとしていただきたい。 ②印鑑届の押印について、公証人の署名証明などでも対応していただきたい。	①商業登記規則第9条第5項の改正に関する御意見と推察いたします。当該改正の趣旨は、申請人の負担軽減の観点から、一律に法人の印鑑証明書の提出を求めないこととしたものです。 ②御意見として承ります。
2	規則21条について、「署名又は押印」を省略しても、別の資料等によって確認をするということか。	昨年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」において、押印等を求めている手続について、必要な検討を行った上で見直すこととされたことを踏まえ、国民や事業者等に対して押印を求めている手続に関し、不要と判断された押印について見直すこととされております。 書類の真正性については、「押印見直しに係るQ&A」（内閣府HP）によると、「他の方法によっても文書の真正な成立を立証することは可能であり、本人による押印がなければ立証できないものではない。」とされ、押印がないことをもって直ちに客観的な証拠書類として機能しないものではないとされているところ、附属書類の閲覧請求については、利害関係を証する書面によってこれを担保することが可能であるので、申請人等の押印を不要とする改正を行うものです。
3	印鑑については、従前と同様に、登録について、義務があるとされたい。 また、押印を行っていた部分については、代替するのであれば、法的に同等以上の保護効果（特段の罰則等）がある手法（一定の基準を満たした電子署名を用いる方法等）での代替を行われたい。書面での手続の場合は、従前と同様に、押印を行わせるようにされたい。（であるので、様式については、注意書きで電子手続等での代替の場合について書き、押印の印は残したままで良いと考える。） それと、印鑑（印章、と見るべき面がかなり強いと考えるが）についての登録はあるべきであるので、法律について再度改正を行い、印鑑の登録について義務とするようにされたい。	印鑑の提出義務を定めた旧商業登記法第20条が削除された趣旨は、印鑑照合以外の方法により申請権限を確認することができるオンライン申請の場合も含めて、一律に印鑑の提出が義務付けられていたものを改めることにありました。 書面申請の場合には、登記所届出印により申請人の申請権限を確認することが最も合理的で効率的な手段であるため、商業登記規則第35条の2を新設し、申請書には、登記所に提出している印鑑を押印しなければならないこととしました。
4	書面申請について押印を原則とするのは改正の趣旨にそぐわないと考える。押印手続は申請人と行政機関との双方にとって効率が悪く、しかも技術の進展によって偽造印鑑の作成が極めて容易になっている。より安全性の高い本人確認方法を導入し、押印手続そのものを廃止する方向に進まなければならない。また、あらゆる方向からデジタルトランスフォーメーションを実現するには書面申請自体をデジタルに移行させるべきではないか。たとえば、不動産登記申請における二次元バーコードのように申請内容をオンライン送信することによって、少なくとも行政手続の簡素化と申請人への教示を充実させることが出来る。	印鑑の提出義務を定めた旧商業登記法第20条が削除された趣旨は、印鑑照合以外の方法により申請権限を確認することができるオンライン申請の場合も含めて、一律に印鑑の提出が義務付けられていたものを改めることにありました。 現時点における書面申請の場合には、登記所届出印により申請人の申請権限を確認することが最も合理的で効率的な手段であるため、商業登記規則第35条の2を新設し、申請書には、登記所に提出している印鑑を押印しなければならないこととしました。 なお、商業登記においても二次元バーコード方式の申請は可能となっています。
5	管轄外の本店移転の場合の移転先の登記所への印鑑の提出の手続は、従来と同じなのか、それとも、移転先の登記所に個別に提出することになるのでしょうか。	管轄外の本店移転の場合の移転先の登記所への印鑑の提出手続は、従来同様、經由申請により印鑑を提出することができます。
6	平成28年6月23日法務省民商第99号依命通知により、株主リストは、登記所届出印の押印が必要とされている。 今回の改正により、電子署名したものが印鑑提出者である場合に付すべき電子証明書についての規定が削除されることにより、添付書面情報（電子委任状を除く。）に付する作成者の電子署名の電子証明書については、商登録第102条第5項第2号に掲げる電子証明書のうち第4項第2号の電子証明書（法務大臣の定めるもの）により、株主リストも、リモート署名やクラウド型電子署名を利用することができることになると思われるが、これを認めた場合、「株主リストは、代表者の作成に係る規則第61条第3項に規定する事項を証明する書面であって、登記所に提出された印鑑が押印されたものがこれに該当するとされた（本通知第2の2（2））。株主リストに登記所届出印の押印が必要とされたのは、登記官において、株主リストの作成の申請を確認することができるようにするためと考えられる。したがって、株主リストの作成名義人も、印鑑を提出した代表者に限られるものと考えられる。」という株主リスト導入の際の考えと首尾一貫しない。組織再編行為の場合は、他社の代表者が作成した株主リストを提出することがあり、株主リストについてリモート署名やクラウド型電子署名を許容することは相当ではない。 また、商業登記規則ではなく、先例・通達等によって、登記所届出印の押印が求められているものがあるが、これらのものについても、リモート署名やクラウド型電子署名まで簡易なものを認めることには反対である。	御意見として承ります。
7	現行商登録第102条第6項を削除した場合、つまり、会社との紐づけがなされる商業登記電子署名ではなく、会社との紐づけがされていない公的個人認証等での電子署名でもよいこととした場合、その電子署名が会社代表者（代表取締役等）本人がされたことを確認するためには、登記されている会社代表者（代表取締役等）の住所氏名と、電子証明書の住所氏名の一致を確認しなければならなくなり、そのため、その都度、登記情報提供サービスや登記事項証明書を取得しなければならない。 また、会社代表者（代表取締役等）の住所については、将来、登記情報提供サービスでは非開示になるという方向性もあり、その場合、なおさら、その確認が容易ではなくなってしまう。	御意見として承ります。
8	①改正規則案第9条第1項第2号関係 傍線部分「当該後見人である法人の代表者」を「当該代表者」に改めるべきではないか。 ②改正規則案第9条第1項第4号関係、第5項第4号及び第5号関係 傍線部分「当該会社の代表者」を「当該代表者」に改めるべきではないか。 ③改正規則案第21条第2項関係 改正案のように改正すべきではない。逆に、利害関係人の本人確認の観点から、いわゆる実印を押印して、市区町村長の作成した証明書等を添付させることとするのが相当である。 ④改正規則案第52条の2関係 譲渡人が会社である場合には、登記事項証明書を添付するものとすべきである。 ⑤改正規則案第61条第4項関係 保佐人が本人に代わって就任を承諾するものではないので、所要の修正をすべきである。 ⑥改正規則案第61条第7項関係 保佐人が本人に代わって就任を承諾するものではないので、所要の修正をすべきである。 ⑦改正規則案第61条第8項関係 成年被後見人本人が辞任の意思表示をする場合の対応を加えるべきである。また、保佐人が本人に代わって辞任の意思表示をするものではないので、所要の修正をすべきである。 ⑧改正規則案第102条第6項削除関係 規則第61条第6項の適用場面では規則第102条第3項各号に掲げる電子証明書の電子署名等に限られる取扱い（リモート署名やクラウド型電子署名を利用することはできない。）であることを規則上明らかにすべきである。	①御指摘の趣旨を踏まえ、第9条の記載ぶりを「当該後見人である法人の代表者」で統一しました。 ②ここでは、「会社の代表者」の職務を行うべきであることを分かりやすくする等の観点から「当該会社の代表者」と記載しています。 ③番号2参照。 ④これらの登記の申請書には、商業登記法上、譲渡人の承諾書を添付しなければならないとされており、この承諾書には、譲渡人が登記所に提出した印鑑を押してあることが必要とされていましたが、印鑑の提出義務を定めた旧商業登記法第20条が削除されたことに伴い、印鑑を提出していない譲渡人については、承諾書に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付する規定を設けたものです。それ以外の取扱いについては従前から変更はありません。 ⑤、⑥、⑦後段ここでいう「保佐人が本人に代わって承諾」とは、保佐人が民法第876条の4第1項の代理権付与の審判に基づき被保佐人に代わって就任を承諾した場合を指します。 ⑦成年被後見人が取締役等を辞任する場合については、会社法上、民法の特則は定められていないため、成年被後見人本人が辞任の意思表示を行うことも可能であり、その場合は、商業登記規則第61条第8項の規定どおり、成年被後見人が辞任を証する書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付することとなります。 ⑧法務大臣の定める電子証明書として、引き続き法務省ホームページで示していく予定ですが、効果的な周知ができるよう、準備をしています。

<p>①第9条の3「登記の申請書等」の範囲が不明確です。 より具体的に規定すべきです。 「登記所に提出している印鑑を押印すべき書面」としてもいいかもしれません。</p> <p>②第61条第8項「登記所に印鑑を提出した者がいない場合」は 辞任の時点で登記所に印鑑を提出している者が存在しない場合と解釈できます。 複数の代表取締役のうち1名が登記所に印鑑を提出していたが、 その者の死亡後であって死亡の登記が未了である間に他の代表取締役が辞任した場合には、 常に市町村長の作成した印鑑証明書が必要となります。 これは、改正前の扱いと異なるものであり、改正前には印鑑証明書が不要であった者についても印鑑証明書が必要となるものです。 印鑑証明書の添付が必要な場合を拡大する意図がないのであれば、別の規定にすべきです。</p> <p>③第101条第1項第2号 印鑑の提出と廃止の届出は、登記の申請と同時にする場合に限ってオンラインによることができるものとされています。 印鑑の廃止については、印鑑の紛失や盗難の場合に必要なことが想定でき、 登記事項の変更を伴わないため、登記の申請と同時にならない場合が多いと思われます。 印鑑の廃止の届出については、登記の申請と同時になくてもオンラインによることが可能となるようにすべきです。</p>	<p>①これまでも同様の規定ぶりであり、原案を維持させていただきます。</p> <p>②旧商業登記規則第61条第8項においては、印鑑提出者である会社の代表者の辞任を証する書面については、当該書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書の添付を必要としていました。この趣旨は、印鑑提出者以外の役員の辞任による変更の登記をする場合には印鑑提出者が申請することで真实性の担保がされること、印鑑提出者の辞任による変更の登記は、新たに代表者となった者が申請することから、当該辞任が当該印鑑提出者の意思に基づくものであることを確実に担保することにあります。 今般、印鑑の提出義務を定めた旧商業登記法第20条が削除され、印鑑提出が必須ではないとされ、印鑑を提出した代表者のいない会社が存在し得ることとなりました。 印鑑を提出した代表者のいない会社については、旧商業登記規則第61条第8項の規定により、代表者の辞任の場合に一律に市町村長の作成した証明書の添付が不要となるため、登記の真实性を担保することができないことから、これを改正し、「登記所に印鑑を提出した者がいない場合」は適用対象を会社の代表者全員に改めるものとしたものです。</p> <p>③単独での印鑑の提出及び印鑑の廃止の届出については、システム改修が必要であるため、規則改正後のオンラインによる届出の件数等を注視し、費用対効果の観点から検討を行います。</p>
<p>①102条の規定について 6項の削除は賛成だが、第3項、第4項により規定されている法務大臣の定める電子証明書について、告示の規定がなく、国民には周知されていない。5項については、3項・4項と別に法務大臣の定める規定がない。現在は、この法務大臣の定める電子証明書は法務省ホームページで表示されているがいつ定められたか不明である。法務大臣が指定し告示できるよう規定を整備すべきである。</p> <p>②36条関係 36条による添付すべき電磁的記録に使える電子証明書の範囲を、102条による添付書面情報に使える電子証明書の範囲と同等にして欲しい（クラウド型も使えるようにしてほしい。）。</p> <p>③36条5項の削除 賛成。</p> <p>④101条関係 賛成。</p>	<p>①法務大臣の定める電子証明書については、引き続き法務省ホームページで示していく予定ですが、効果的な周知ができるよう、準備をしています。</p> <p>②御意見として承ります。</p> <p>③、④御意見ありがとうございます。</p>

※ 本改正と直接の関係がないため掲載しなかった御意見や御質問についても、今後の制度改革等の検討に当たって、参考にさせていただきます。